

# 特定非営利活動法人スローライフな音楽活動 定 款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人スローライフな音楽活動という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山形県上山市石堂6番50-4号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、地域住民及び地域との関わりを持つ人々に対して、音楽を通じた多様な人々との交流・学び・文化の創造に関する事業を行うことで、地域文化の豊かさを育むとともに、地域のウェルビーイング向上と活力があり持続可能なまちづくりに寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 元吹奏楽部経験者等を対象とした生涯にわたる音楽活動の推進に関する事業
- (2) 多世代が共に音楽合奏を楽しむ地域交流・文化振興に関する事業
- (3) 英国式金管バンド文化の普及・演奏活動の推進に関する事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事3人以上5人以下

(2) 監事1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事長以外の理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求し、理事会に出席し意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び法第11条第3項に掲げる残余財産を帰属すべき者の選定
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所(ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議などのシステム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下「オンライン会議システム」という。))による開催の有無を含む)、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メール等

の電磁的方法（以下「電磁的方法」という。）をもって、少なくとも総会開催日の10日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員（オンライン会議システムにより参加した者を含む）の中から選出する。

（定足数）

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席（オンライン会議システムにより参加した者を含む）がなければ開会することができない。

（議決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員（オンライン会議システムにより参加した者を含む）の2分の1以上の同意がある場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員（オンライン会議システムにより参加した者を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

（議事録）

第30条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項  
(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所（オンライン会議システムによる開催の有無を含む）、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会開催日の10日前までに通知しなければならない。
- 4 前条第3号の規定により理事会を招集するときは、前項による通知を直ちに監事に送付しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事（オンライン会議システムにより参加した者を含む）の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び仕様)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員（オンライン会議システムにより参加した者を含む）の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関するものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合におけるその種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、第23条第2号の議決による者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人ホームページに掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行い、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する事項については官報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	相田淳一
理事	高野勝三
理事	佐藤実生
監事	鈴木好善

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年12月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年12月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	0円
正会員会費	3,000円（1年間分）
(2) 賛助会員入会金	0円
賛助会員会費	5,000円（1年間分）

(法第10条第1項第2号イ)

## 役員名簿

特定非営利活動法人スローライフな音楽活動

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	相田 淳一		有
理事	筒野 勝三		無
理事	佐藤 実生		無
監事	鈴木 好善		無

### (留意事項)

- 1 法第15条の規定により、特定非営利活動法人には、役員として理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。
- 2 法第2条第2項第1号ロの規定により、特定非営利活動法人は、役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下でなければなりません。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。
- 4 「役職名」の欄は、理事長、副理事長、理事、監事等を記載してください。
- 5 「住所又は居所」の欄は、住民票又は住民票に記載をした事項に関する証明書により証される住所又は居所を記載してください。
- 6 「報酬の有無」の欄は、役員報酬を受ける役員については「有」と、役員報酬を受けない役員については「無」と、それぞれ記載してください。役員報酬を受ける役員が1人もいない場合でも、「報酬の有無」の欄のすべてに「無」と記載してください。
- 7 この書類は、設立認証申請時に、所轄庁において公衆の縦覧に供されるほか、認証後は、一般の縦覧に供されるとともに、コピーの請求があった場合にはコピーさせます。

# 設立趣旨書

## 1. 趣旨

山形県の総人口は、令和7年（2025年）に100万人を下回り、第1回国勢調査の大正9年（1920年）以来の人口規模となりました。かつて吹奏楽を通して青春を過ごしてきた私たちは、音楽合奏の中で得た喜びや絆を与えてくれた音楽文化を次の世代に引き継ぎたいと強く願っています。しかしながら、少子化の進行による人口減少は、学校の吹奏楽部の少人数化や廃部、また、教員の働き方改革に伴う部活動の地域展開など、従来の学校を単位とする音楽活動からの大きな転換を求められています。

こうした時代の変化を踏まえながら、音楽文化を途切れさせることなく次の世代につないでいくために、私たちは、これまで、地域に開かれた音楽合奏の場を創出し、年齢や立場を越えて、様々な地域の人と人が音楽を通じて出会い、学び合い、豊かな時間を共有できる環境づくりを目指して活動を続けてきました。

このような音楽を楽しめる環境づくりを進める中で、多くのご参加やご支援をいただきながら活動の幅を広げることができ、これらの活動を通じて、音楽が人々の心をつなぎ、地域文化を育む力があることを実感できました。

特に、私たちの活動の拠点とする上山市中心街の「ふつかまちPLAZA」において開催してきた音楽イベントや練習活動は、まちの魅力づくりや交流人口の拡大にも寄与し、地域の活性化にも貢献できたものと強く感じています。

今後、このような活動を継続していくためには、安定的な組織による運営が不可欠であり、社会的な信用性や信頼性を高めた形による持続可能な活動としていくことが必要であると考えます。

よってここに、「特定非営利活動法人 スローライフな音楽活動」を設立し、特定非営利活動促進法に基づく法人格の取得により、音楽を通じて多様な人々との交流、学び、次の世代に文化をつなぎ創造していく活動を行い、これらの活動を通して地域文化の豊かさを育み、地域のウェルビーイング向上、活力があり持続的なまちづくりに寄与できるよう、その役割を果たしてまいります。

## 2. 申請に至るまでの経緯

平成29年（2017年）1月1日、上山市内中学校の吹奏楽部の廃部をきっかけに、地域の子どもたちに音楽合奏の楽しさを体験できる場の提供を目的に「上山ユースバンド」を、また社会人による合奏文化の普及啓発を目的に「パステルプラスバンド」を立ち上げ、両バンドの子どもと大人が同じ空間で同じ活動を行ってきました。活動は小規模ながら、様々な世代の融合による新たな気づきや学びが多くあり、参加する子どもたちの輝きや成長を間近に実感しながら大きな手応えを得ていました。

しかしながら、令和2年（2020年）以降のコロナ禍により、人々が集う一切の音楽活動は中断を余儀なくされました。その後、ウィズコロナの中、思いを新たに令和4年（2022年）1月1日、世代を問わず音楽を楽しむ「スローライフプラス」の理念のもと活動を再開。あらゆる年代の様々な地域の方々とともに、吹奏楽、金管バンドなどの多様な音楽活動をこの地域で展開してまいりました。アフターコロナを経て、あらためて人々と共に音楽合奏を行える喜び、そして人々が集うことで町に賑わいがもたらされることを強く感じたところです。

この間、企画立案、運営準備、イベントの実施などを一個人で行うことへの限界を感じはじめ、持続可能で安定的な運営を行うことを目的に、令和5年（2023年）1月1日に「かみのやま Brass Band Music Office」を立ち上げ、有志が特定非営利活動法に関する勉強会を実施するなど、法人格取得に向けた実現可能性を検討してまいりました。令和7年（2025年）4月1日から賛同者を募り情報共有を図るとともに、所轄庁申請書類の作成を開始。同年5月1日に「特定非営利活動法人スローライフな音楽活動実行委員会」を立ち上げ、同年6月21日に設立総会を開催し、現在に至ります。

<主な活動実績>

平成29年(2017年)	7月9日	上山ユースバンド、パステルプラスバンド「ホルネットを吹いてみよう!Vol.1」
	11月26日	上山ユースバンド、パステルプラスバンド「ホルネットを吹いてみよう!Vol.2」
	10月27日	プラスバンドを楽しもう!コンサート 上山ユースバンドパステルプラスバンド with 郡山シティバンド
平成30年(2018年)	1月28日	上山ユースバンド、パステルプラスバンド「ホルネットを吹いてみよう!Vol.3」
	3月25日	上山ユースバンド第1期入団式
	2月~6月	上山ユースバンド、パステルプラスバンド プラスバンドを楽しもう!2018 ツア一開催
	5月12日	上山ユースバンド ふつかまちPLAZA グランドオープンセレモニー
	10月21日	第1回上山ユースバンドパステルプラスバンド定期演奏会
	12月25日	あざみの学童クラブクリスマスコンサート
令和1年(2019年)	3月24日	上山ユースバンド第1期卒団式
	2月~6月	上山ユースバンド、パステルプラスバンド プラスバンドを楽しもう!2019 ツア一開催
	10月27日	第2回上山ユースバンドパステルプラスバンド定期演奏会
	12月27日	あざみの学童クラブ管楽器体験会
令和4年(2022年)	5月~10月	Slow Life Brass 2022
令和5年(2023年)	1月1日	かみのやまBrass Band Music Office 立ち上げ
	5月~10月	Slow Life Brass 2023
	8月~12月	Let's Start Brass Band First Stag
令和6年(2024年)	5月~10月	Slow Life Brass 2024
	8月~12月	Let's Start Brass Band Second Stag
令和7年(2025年)	5月~	Slow Life Brass 2025

令和7年6月21日

特定非営利活動法人 スローライフな音楽活動  
設立代表者

住所

氏名 相田 淳一

# 設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和7年12月31日まで

特定非営利活動法人スローライフな音楽活動

## 1 事業実施の方針

- ・当法人の知名度を上げることを目的として、「元吹奏楽部経験者等を対象とした生涯にわたる音楽活動の推進に関する事業」及び「英国式金管バンド文化の普及・演奏活動の推進に関する事業」における練習会及び発表会を開催する。
- ・「多世代が共に音楽合奏を楽しむ地域交流・文化振興に関する事業」は、上記の練習会及び発表会において参加者募集のための広報活動および子ども向け体験会を開催するほか、ホームページによる情報発信を実施する。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
(1) 元吹奏楽部経験者等を対象とした生涯にわたる音楽活動の推進に関する事業	・「スローライフプラス2025」として5月から月1回行ってきたイベントの集大成として、合奏会及び発表会を開催する。	・合奏会 (A)10月5日午後2時から午後4時30分 (B)ふつかまちプラザ (C)2人 ・発表会 (A)10月19日午後2時から午後4時 (B)東ソーアリーナ (C)3人	・合奏会 (D)スローライフプラス2025参加者 (E)43名 ・発表会 (D)スローライフプラス2025参加者及び発表会来場者 (E)150人	320
(2) 多世代が共に音楽合奏を楽しむ地域交流・文化振興に関する事業	・小・中・高校生から大人世代までが同じ団体の一員として合奏を楽しむ「かみのやまユースバンド」活動を周知するため、チラシの配布、広報紙折込み、ホームページでの情報発信を行う。 ・レギュラー（おとな世代）の編成により練習会を開始する。	・募集活動 (A)10月から12月中 (B)上山市報への折込み (C)3人 ・練習会 (A)10月から12月まで月1回 (B)ふつかまちPLAZA (C)5人	・募集活動 (D)上山市全世帯 (E)12,000戸 ・練習会 (D)レギュラーメンバー (E)20人	60

<p>(3) 英国式金管バンド文化の普及・演奏活動の推進に関する事業</p>	<p>・イギリス発祥の金管バンド文化を地域に紹介・普及することを目的に、ふつかまち PLAZA にてリハーサル及びコンサート（サンデーアフタヌーンコンサート）を開催する。</p>	<p>・リハーサル (A)11月16日、12月7日、午後2時から午後4時 (B)ふつかまちプラザ (C)3人 ・コンサート (A)12月21日 (B)ふつかまちPLAZA (C)3人</p>	<p>・リハーサル (D)出演者 (E)25人  ・コンサート (D)来場者 (E)50人</p>	89
<p>(4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>・自由合奏会</p>	<p>・本事業年度は、実施予定なし。</p>		

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 3 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 4 2(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 5 2(1)のうち「(D)受益対象者の範囲、(E)予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 6 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

# 翌事業年度の事業計画書

令和8年1月1日から令和8年12月31日まで

## 特定非営利活動法人スローライフな音楽活動

### 1 事業実施の方針

- ・NPO設立前から実施してきたスローライフプラス、金管バンドの事業を確実に実施する。
- ・「多世代が共に音楽合奏を楽しむ地域交流・文化振興に関する事業」では、かみのやまユースバンドを本格的に稼働する。具体的に、ジュニア部の受け入れを実施するとともに、ジュニア部とレギュラー部との合奏活動を開始し、年間を通じた通常練習活動と行事活動を実施する。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位： 千円)
(1) 元吹奏楽部経験者等を対象とした生涯にわたる音楽活動の推進に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「スローライフプラス2026」合奏会を月1回開催する。</li> <li>・「スローライフプラス2026」イベントのゴールとなる発表会を開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合奏会 (A) 5月から10月までの月1回 (B) ぶつかまち PLAZA (C) 5人</li> <li>・発表会 (A) 10月18日 (B) 東ソーアリーナ (C) 5人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合奏会 (D) スローライフプラス2026参加者 (E) 50人</li> <li>・発表会 (D) スローライフプラス2026参加者および来場者 (E) 150人</li> </ul>	510

<p>(2) 多世代が共に音楽合奏を楽しむ地域交流・文化振興に関する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジュニアメンバーの入会体験会を開催する。</li> <li>・通常活動として練習会を開催する。</li> <li>・行事活動として吹奏楽コンクールに出場する。</li> <li>・行事活動として発表会を開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入会体験会 (A) 1月25日午後2時 (B) ふつかまちプラザ (C) 3人</li> <li>・通常活動練習会 (A) 3月から12月まで月3回 (B) ふつかまちプラザ (C) 3人</li> <li>・吹奏楽コンクール (A) 7月(地区大会・県大会) (B) コンクール会場 (C) 3人</li> <li>・発表会 (A) 11月1日 (B) ふつかまちプラザ (C) 5人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入会体験会 (D) 応募者及び来場者 (E) 50人</li> <li>・通常活動練習会 (D) かみのやまユースバンドメンバー (E) 30人</li> <li>・吹奏楽コンクール (D) かみのやまユースバンドメンバー (E) 30人</li> <li>・発表会 (D) 来場者 (E) 50人</li> </ul>	850
<p>(3) 英国式金管バンド文化の普及・演奏活動の推進に関する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イギリス発祥の金管バンド文化を地域に紹介・普及することを目的に、ふつかまち PLAZA にてリハーサル及び「サンデーアフタヌーンコンサート」を開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リハーサル (A) 7月から12月まで原則月1回 (B) ふつかまち PLAZA (C) 3人</li> <li>・コンサート (A) 12月20日 (B) ふつかまち PLAZA (C) 3人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リハーサル (D) 出演者 (E) 25人</li> <li>・コンサート (D) 来場者 (E) 50人</li> </ul>	120
<p>(4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由合奏会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(A) 2月から4月までの月1回 (B) ふつかまちプラザ (C) 3人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(D) 応募者 (E) 50人</li> </ul>	30

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 3 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 4 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 5 2の(1)のうち「(D)受益対象者の範囲、(E)予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 6 2の(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の

事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和7年12月31日まで

特定非営利活動法人スローライフな音楽活動

科目	金額 (単位:円)	
<b>I 経常収益</b>		
1 受取会費		
正会員受取会費	66,000	
賛助会員受取会費	35,000	
受取会費計		101,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	170,000	
施設等受入評価益	0	
受取寄附金計		170,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
受取助成金等計		0
4 事業収益		
(1) 元吹奏楽部経験者等を対象とした生涯学習的音楽活動の推進に関する事業	280,000	
(2) 多世代が共に音楽合奏を楽しむ地域交流・文化振興に関する事業	60,000	
(3) 英国式金管バンド文化の普及・演奏活動の推進に関する事業	0	
(4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	0	
事業収益計		340,000
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収入	0	
その他収益計		0
経常収益計		611,000
<b>II 経常費用</b>		
1 事業費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
臨時雇賃金	153,000	
法定福利費	0	
人件費計	153,000	
(2) その他経費		
旅費交通費	0	
通信運搬費	35,000	
印刷製本費	50,000	
消耗品費	11,000	
備品費	0	
水道光熱費	0	
地代家賃	158,000	
保険料	0	
会議費	0	
雑費	62,000	
その他経費計	316,000	
事業費計		469,000
2 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
役員報酬	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
旅費交通費	0	
通信運搬費	32,260	
印刷製本費	60,740	
消耗品費	0	
備品費	0	
水道光熱費	0	
地代家賃	49,000	
保険料	0	
会議費	0	
雑費	0	
その他経費計	142,000	
管理費計		142,000
経常費用計		611,000
当期経常増減額	0	0
<b>III 経常外収益</b>		
1 固定資産売却益		
経常外収益計	0	0
<b>IV 経常外費用</b>		
1 過年度損益修正損		
経常外費用計	0	0
当期正味財産増減額	0	0
設立時正味財産額	0	0
次期繰越正味財産額	0	0

(備考)

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 2 設立時の資産がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 3 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する人件費及びその他の経費で、管理費以外のものをいう。事業の種類ごとの費用を表示する場合には、注記において区分して記載する。

## 活動予算書の注記(初年度)

以下に示すものは、想定される注記を例示したものです。  
該当事項がない場合は記載不要です。

### 1. 重要な会計方針

活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- (1) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。
- (2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理  
施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。  
また計上額の算定方法は「3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。
- (3) ボランティアによる役務の提供  
ボランティアによる役務の提供は、「4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。
- (4) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

### 2. 事業費の内訳

単位:円

科目	(1) 元吹奏楽部 経験者等を対象と した生涯学習的音 楽活動の推進に関	(2) 多世代が共 に音楽合奏を楽し む地域交流・文化 振興に関する事業	(3) 英国式金管 バンド文化の普 及・演奏活動の推 進に関する事業	(4) その他、こ の法人の目的を達 成するために必要 な事業	合 計
(1) 人件費					
役員報酬	0	0	0	0	0
給料手当	0	0	0	0	0
臨時雇賃金	103,000	0	50,000	0	153,000
法定福利費	0	0	0	0	0
人件費計	103,000	0	50,000	0	153,000
(2) その他経費					
旅費交通費	0	0	0	0	0
通信運搬費	30,000	5,000	0	0	35,000
印刷製本費	15,000	26,000	9,000	0	50,000
消耗品費	2,000	9,000	0	0	11,000
備品費	0	0	0	0	0
水道光熱費	0	0	0	0	0
地代家賃	128,000	15,000	15,000	0	158,000
保険料	0	0	0	0	0
会議費	0	0	0	0	0
雑費	42,000	5,000	15,000	0	62,000
その他経費計	217,000	60,000	39,000	0	316,000
合 計	320,000	60,000	89,000	0	469,000

翌事業年度 活動予算書

令和8年1月1日から令和8年12月31日まで

(NPO法人スローライフな音楽活動)

科目	金額 (単位:円)	
<b>I 経常収益</b>		
1 受取会費		
正会員受取会費	150,000	
賛助会員受取会費	85,000	
受取会費計		235,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	120,000	
受取寄附金計		120,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金	565,000	
受取助成金等計		565,000
4 事業収益		
(1) 元吹奏楽部経験者等を対象とした生涯学習的音楽活動の推進に関する事業	500,000	
(2) 多世代が共に音楽合奏を楽しむ地域交流・文化振興に関する事業	340,000	
(3) 英国式金管バンド文化の普及・演奏活動の推進に関する事業	0	
(4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	0	
事業収益計		840,000
5 その他収益		
受取利息		
雑収入		
その他収益計		0
経常収益計		1,760,000
<b>II 経常費用</b>		
1 事業費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
臨時雇賃金	480,000	
法定福利費	0	
人件費計	480,000	
(2) その他経費		
旅費交通費	0	
通信運搬費	122,000	
印刷製本費	63,000	
消耗品費	221,000	
備品費	0	
水道光熱費	0	
地代家賃	364,000	
保険料	0	
会議費	0	
雑費	260,000	
その他経費計	1,030,000	
事業費計		1,510,000
2 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
役員報酬	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
旅費交通費	0	
通信運搬費	83,740	
印刷製本費	15,760	
消耗品費	30,500	
備品費	0	
水道光熱費	0	
地代家賃	120,000	
保険料	0	
会議費	0	
雑費	0	
その他経費計	250,000	
管理費計		250,000
経常費用計		1,760,000
当期経常増減額		0
<b>III 経常外収益</b>		
1 固定資産売却益		
経常外収益計		0
<b>IV 経常外費用</b>		
1 過年度損益修正損		
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		0
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

(備考)

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 2 設立時の資産がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 3 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する人件費及びその他の経費で、管理費以外のものをいう。事業の種類ごとの費用を表示する場合には、注記において区分して記載する。

活動予算書の注記（令和8年度）

以下に示すものは、想定される注記を例示したものです。  
該当事項がない場合は記載不要です。

1. 重要な会計方針

活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によつてい  
ます。

- (1) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。
- (2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理  
施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。  
また計上額の算定方法は「3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。
- (3) ボランティアによる役務の提供  
ボランティアによる役務の提供は、「4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の  
内訳」として注記しています。
- (4) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によつています。

2. 事業費の内訳

単位：円

科目	(1) 元吹奏楽部経 験者等を対象とした 生涯学習的音楽活動 の推進に関する事業	(2) 多世代が共に 音楽合奏を楽しむ地 域交流・文化振興に 関する事業	(3) 英国式金管バ ンド文化の普及・演 奏活動の推進に関す る事業	(4) その他、この 法人の目的を達成す るために必要な事業	合 計
(1) 人件費					
役員報酬	0	0	0	0	0
給料手当	0	0	0	0	0
臨時雇賃金	186,000	244,000	50,000	0	480,000
法定福利費	0	0	0	0	0
人件費計	186,000	244,000	50,000	0	480,000
(2) その他経費					
旅費交通費	0	0	0	0	0
通信運搬費	42,000	64,000	8,000	8,000	122,000
印刷製本費	30,000	15,000	13,000	5,000	63,000
消耗品費	47,000	170,000	2,000	2,000	221,000
備品費	0	0	0	0	0
水道光熱費	0	0	0	0	0
地代家賃	160,000	159,000	30,000	15,000	364,000
保険料	0	0	0	0	0
会議費	0	0	0	0	0
雑費	45,000	198,000	17,000	0	260,000
その他経費計	324,000	606,000	70,000	30,000	1,030,000
合 計	510,000	850,000	120,000	30,000	1,510,000